

公立大学法人下関市立大学職員身分証明書規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 3 2 号

改正 令和元年 7 月 1 日規程第 15 号
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号
令和 5 年 6 月 28 日規程第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員（以下「職員」という。）の身分証明書（以下「証明書」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第 2 条 この規程において職員とは、公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 19 年規則第 3 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する専任職員、同項第 2 号に規定する有期雇用職員、同項第 3 号の 2 に規定する定年前再雇用短時間勤務職員及び同項第 4 号に規定する再雇用職員をいう。

(交付)

第 3 条 理事長は、職員に対して、様式第 1 号による証明書を交付する。

2 証明書の有効期間は、交付の日から 10 年以内で理事長が定める期間とする。

(携帯)

第 4 条 証明書の交付を受けた職員は、証明書を常に携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(禁止行為)

第 5 条 職員は、証明書に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること。
- (2) 記載事項を改ざんし、又は写真を貼り、若しくは貼り替えること。
- (3) 不正に使用すること。

(再交付)

第 6 条 職員は、証明書を紛失し、若しくはき損し、又は氏名を変更したとき等は、直ちに身分証明書紛失等届及び再交付申請書（様式第 2 号）により理事長に届け出なければならない。

2 理事長は、前項の届出があった場合においては、その事実の確認を行うとともに、証明書を再交付するものとする。

(返還)

第 7 条 職員は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに証明書を理事長に返還しなければならない。

- (1) 証明書の有効期間が満了したとき。
- (2) 第 2 条に定める職員でなくなったとき。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規程第15号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日規程第25号）

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

附 則（令和5年6月28日規程第27号）

この規程は、令和5年6月28日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

公立大学法人 下関市立大学 Shimonoseki City University		職員証					
写真	職員番号	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○		
	上記の者は公立大学法人下関市立大学の職員であることを証明する						
	発行日	年	月	日			
〒751-8510 山口県下関市大学町二丁目1番1号 公立大学法人 下関市立大学							

↑
54mm
↓

← 85mm →

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）公立大学法人下関市立大学理事長

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

身分証明書紛失届及び再交付申請書

公立大学法人下関市立大学職員身分証明書規程第6条の規定に基づき、以下の理由により紛失等を届け出るとともに身分証明書の再交付を申請します。

理由（印にチェックし、必要事項を記入のこと。）

年 月 日

- 紛失
- 毀損
- 氏名変更
- その他（ _____ ）

処理欄（ _____ 年 月 日 決裁）
